

消防広第150号
令和2年6月8日

都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁広域応援室長
(公 印 省 略)

緊急消防援助隊事故等報告要領について

平素は、緊急消防援助隊の運用及び体制の整備等に御尽力を賜り感謝申し上げます。

先般、「緊急消防援助隊における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」（令和2年5月1日付け消防広第118号）により、新型コロナウイルス感染症に係る緊急消防援助隊、受援都道府県及び被災地消防本部における主な留意事項を周知したところです。

今般、消防庁長官の求め又は指示により、緊急消防援助隊として出動又は活動した際に発生した事故等（新型コロナウイルス感染症関係を含む。）について、関係者間の迅速かつ的確な情報共有及び事後対応の円滑化を図るため、報告の細部事項について要領を定めましたので、別添のとおり周知いたします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁広域応援室

担 当 鈴木課長補佐・入澤係長・田中事務官

T E L 03-5253-7527 アドレ ス a5.tanaka@soumu.go.jp

緊急消防援助隊の出動及び活動における事故等報告要領

1 趣旨

この要領は、消防庁長官の求め又は指示により緊急消防援助隊として出動又は活動した際に発生した事故等について、関係者間の迅速かつ的確な情報共有及び事後対応の円滑化を図るため、当該緊急消防援助隊の属する団体の他、応援側団体、受援側団体、消防庁等の関係者（以下「関係団体等」という。）に対する報告の細部事項について定めたものである。

2 報告対象事故等

緊急消防援助隊を編成し、出動から引揚げ開始までの間に発生した次の事故等について報告する。ただし、今後の活動に支障がない軽微なものは除く。

- (1) 交通事故（人身、物損）、隊員の受傷事故、活動中の傷害・物損事故
- (2) 車両等（ヘリコプター、消防艇を含む。以下同じ。）の故障又は損傷
- (3) 集団食中毒や感染症の感染（疑い含む。）
- (4) その他、小隊長等が必要と判断したもの

3 報告要領

2に該当する事故等が発生した場合には、次に定める要領により報告する。

なお、第一報は、迅速性を重視して口頭により速やかに報告し、第二報以降は、消防庁からの指示により必要に応じて報告するほか、適宜、口頭に加えて別記様式を用いて指示された関係団体等へ報告する。

連絡フローについては、航空部隊以外の隊が関係するものは別図1、航空部隊が関係するものは別図2のとおりとする。

(1) 事故や故障等（上記2（1）、（2））の報告要領

事故等の発生直後、負傷者の救護や二次災害の防止など各所属で定められている必要な措置等を講じた上で、以下表に基づき報告する。

表1 事故や故障等の報告事項

報告対象事故等		交通事故、受傷事故、傷害・物損事故	車両等の故障又は損傷
第一報	発生日時・発生場所	○	○
	概要	○	○
	第三者の有無・負傷程度・所有物の損害程度	○	
	隊員や要救助者の負傷の有無・程度	○	
	救急要請の有無	○	
	活動継続可否	○	○
第二報以降	関係者情報	相手方(氏名・年齢・住所・職業・保険会社等)	△
		関係職員(所属・階級・氏名)	○
	被害状況	人的被害(人数・負傷の程度)	△
		物的被害(損壊や被害の程度)	△
		詳細(必要により写真による報告)	○
	発生後の処置	時系列	○
		相手方に対する処置	△
	その他	安全管理措置	○
その他必要な事項		△	

○・・・必ず報告する項目

△・・・必要に応じて報告する項目

(2) 集団食中毒や感染症^{*1}の感染（疑い含む）（上記2（3））の報告要領

集団食中毒発生時や感染症の感染が疑われる隊員が生じた場合には、迅速に感染拡大防止措置を講じるとともに、当該隊員の属する都道府県大隊等の長は、以下ア及びイのとおり報告する。

また、消防応援活動調整本部においては、管轄の保健所^{*2}からの指示等を踏まえ、都道府県の衛生部局や消防庁等と連携し、必要な対応の調整や指示を行う。

ア 管轄の保健所への連絡

都道府県大隊等の長は、第一に管轄の保健所に連絡し、指示を仰いだ結果を踏まえ下記イの事項を報告する。

イ 報告事項

下記のうち報告可能な事項から速やかに報告する。

- (ア) 感染（疑い含む。）者情報（部隊、所属、氏名、年齢、性別）
- (イ) 現在地
- (ウ) 症状
- (エ) 感染拡大防止措置内容
- (オ) 管轄の保健所からの指示内容
- (カ) 緊急消防援助隊としての活動時における行動歴
- (キ)（感染症の場合）濃厚接触者^{*3}の可能性が高い者
- (ク) 活動不能となる小隊等
- (ケ) 搬送先医療機関
- (コ) その他必要と思われる事項

※1 感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に規定する感染症をいう。

※2 管轄の保健所とは、該当隊員の存する場所を管轄する保健所とし、船舶移動中においては下船した先を管轄する保健所とする。

※3 濃厚接触者の定義については、国立感染症研究所感染症疫学センターの新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領を参考とするが、最新版を適宜確認すること。現時点（令和2年5月29日版）での定義は以下のとおりである（<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200529.pdf>）。

○「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間（*）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

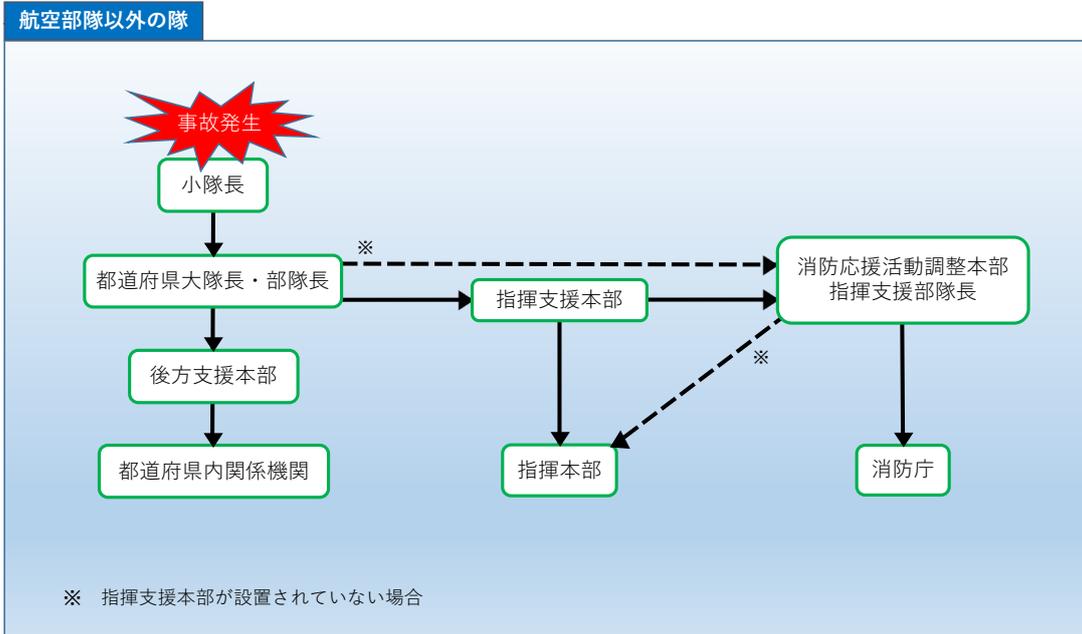
*感染可能期間とは、コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

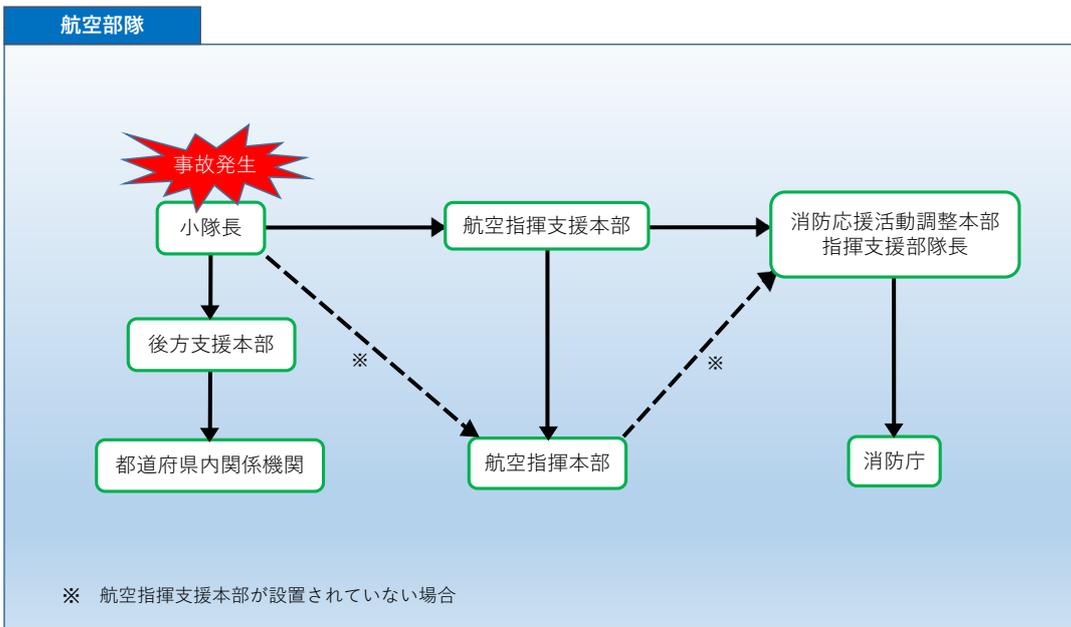
4 その他

- (1) 緊急消防援助隊として編成する前（都道府県大隊の集結場所まで等）の事故等により出動不能となった場合又は引揚げ途中（最終帰署（所）まで）の事故等は、当該隊の所属が当該隊の属する都道府県を通じて消防庁に連絡する。
- (2) 広域航空消防応援により出動した際の事故報告については、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」による。
- (3) 事故時には可能な限り写真撮影を行い、記録を残すこと。

事故等発生時の連絡フロー



事故等発生時の連絡フロー



※上記のフローを基本とし、必要に応じ臨機に対応すること。

事故や故障等の報告 第 報

【報告者・報告日時】 隊名 氏名 月 日 時 分

発生日時	年 月 日 () 時 分頃				
発生場所					
事故の概要					
第三者の有無・負傷の程度	有 ・ 無	重症 ・ 中等症 ・ 軽症	備考：		
隊員・要救助者の負傷	有 ・ 無	重症 ・ 中等症 ・ 軽症	備考：		
救急要請の有無	有 ・ 無	備考：			
活動継続の可否	可 ・ 否	備考：			
相手方	氏名：		年齢：	職業：	
	住所：				
	保険会社：				
	その他：				
関係職員	所属：		階級：	氏名：	
人的被害	死亡 名	重症 名	中等症 名	軽症 名	計 名
物的被害					
詳細					
時系列	日 時 分				
相手方に対する処置					
安全管理措置					
その他自由記載欄					

※事故時には可能な限り写真撮影を行い、記録を残すこと。

※各所属で既存の様式がある場合は、同様式により報告することができる。

集団食中毒や感染症の感染（疑い含む）の報告 第 報

【報告者・報告日時】 隊名 _____ 氏名 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

感染者情報	部隊	所属		
	氏名	年齢	性別	
現在地				
症状				
感染拡大防止措置内容				
管轄の保健所からの指示内容				
緊急消防援助隊として活動時における行動歴				
(感染症の場合) 濃厚接触者の可能性が高い者				
活動不能となる小隊				
搬送先医療機関				
その他必要と思われる事項				

※ 感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に規定する感染症をいう。

※ 管轄の保健所とは、該当隊員の存ずる場所を管轄する保健所とし、船舶移動中においては下船した先を管轄する保健所とする。

※ 濃厚接触者の定義については、以下の国立感染症研究所感染症疫学センターの新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領を参考とするが、最新版を適宜確認すること。現時点（令和2年5月29日版）での定義は以下のとおりである。

○「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間（*）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

（* 感染可能期間とは、コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間）

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

※各所属で既存の様式がある場合は、同様式により報告することができる。